

# 【期間延長】「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気料金の特別措置について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」(以下、「本事業」という)の激変緩和措置期間が延長されたことを受け、割り引き期間を以下のとおり延長いたします。

敬具

記

## 1. 本事業の概要

2022 年 10 月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれた エネルギー価格高騰対策です。毎月の電気料金請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気 料金の上昇によって影響を受ける家計の負担を軽減いたします。

### 2. 対象となるお客さま

当社と低圧の電気需給契約があるすべてのお客さま

#### 3. 適用時期

延長前:2023年1月使用(2月検針分)~9月使用(10月検針分)

延長後: 2023年1月使用(2月検針分)~12月使用(2024年1月検針分)

#### 4. 国が定める値引き単価

毎月の電気料金を算定する中で、本事業において定められている以下の金額を「燃料費調整単価(円/kWh)」から差し引くことにより、電気料金を算出いたします。

値引き単価	2023年1月使用(2月検針3月請求分)~	2023 年 9 月使用(10 月検針 11 月請求分)~
(税込)	2023 年 8 月使用(9 月検針 10 月請求分)	2023年12月使用(2024年1月検針2月請求分)
1kWh あたり	▲7.0円	▲3.5円

#### 【お問合せ先】

経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 特設サイト

TEL: 0120-013-305

受付時間:午前9時~午後5時(年末年始を除く)